

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成29年度第7回総会 次第

日 時：平成30年3月29日(木) 15:00～

場 所：ふくしま中町会館6階特別会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事録署名人および書記任命

5. 報告事項

報告第1号 水田農業をめぐる情勢について

6. 議 題

議案第1号 「福島県の水田農業の振興方策」(平成27年度から平成29年度)
の評価(案)について

議案第2号 新市場開拓用米(輸出用米等)にかかる産地交付金の対応(案)について

議案第3号 平成30年度事業計画(案)について

議案第4号 平成30年度収支予算(案)について

議案第5号 平成30年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

議案第6号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

議案第7号 事務手続き等に関する付帯決議(案)について

7. その他

8. 閉 会

各施策の達成状況

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 H30.03

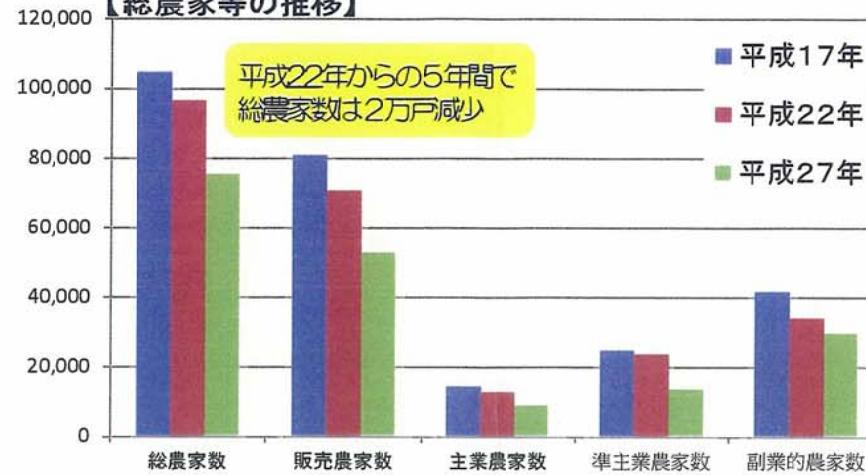
【担い手】

- 担い手不足が拡大、販売農家の平均年齢は、67才前後で推移
- 認定農業者(農業経営改善計画認定数)は、H27年度にナラシの加入要件が緩和されたことで大幅に増加。
- うち稲作営農類型が、約2千経営体、全体の約25%を占め、本県の担い手は依然として稲作経営体が中心。

認定農業者数(経営体) 6,392 (H25) → 7,771 (H28)
目標 (H29:7,600以上) 対比進捗率 102.3%

ナラシ対策に加入した面積割合(%) 18 (H26) → 35 (H29)
目標 (H29:50以上) 対比進捗率 70.0%

【総農家等の推移】



【主食用米】

- 会津・浜コシヒカリ、会津・中通りひとめぼれが特A、中通りコシヒカリと天のつぶがA評価。特Aが4銘柄は本県のみ
- 中山間地向けとして、里山のつぶが29年産からデビュー

県内産主要3品種の食味ランキングにおける特A割合(%)
42 (H25) → 67 (H29)
目標 (H29:100%) 対比進捗率 66.7%

一等米比率(%) 92 (H25) → 91.4 (H29)
目標 (H29:95%) 対比進捗率 96.2%

天のつぶの作付面積 (ha) 2,000 (H25) → 5,303 (H29)
目標 (H29:6,000以上) 対比進捗率 88.4%

環境と共生する米づくりの面積 (ha) 29,330 (H25) → 22,842 (H28)
目標 (H29:32,000以上) 対比進捗率 71.4%

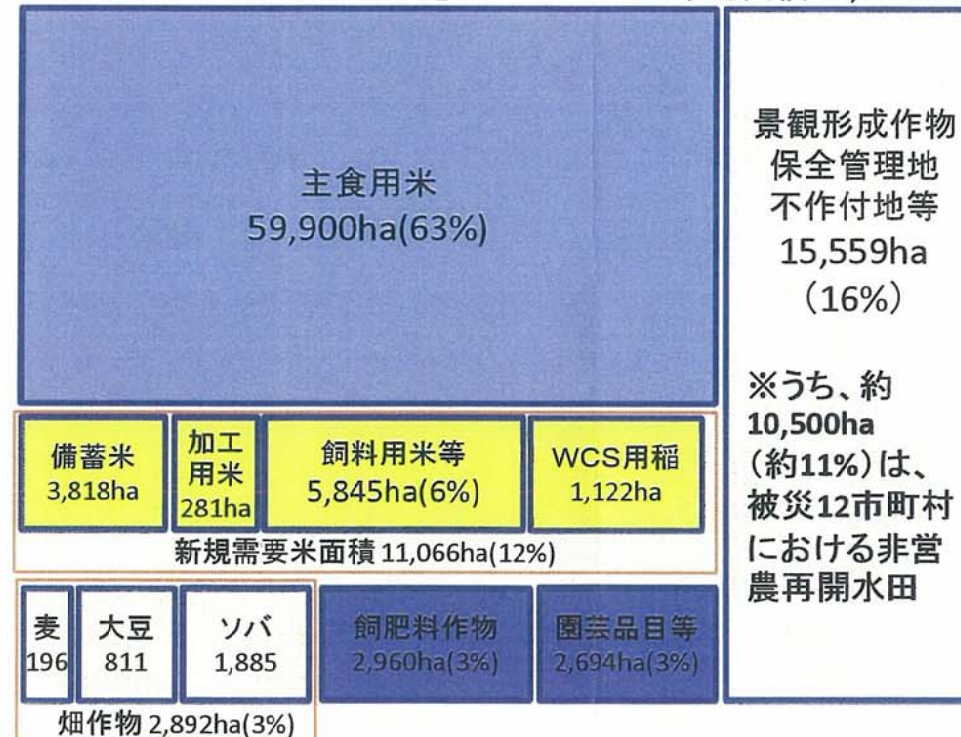
【本県水田農業の姿】

- H26年産から3年連続で生産調整を達成。
- 備蓄米の取組は安定。飼料用米の取組拡大により、備蓄米と飼料用米で、転作作物の約7割
- 田本地面積の16%が景観形成や保安全管理、不作付地等田本地利用率は、80%(全国平均93%)と全国下位
- 麦、大豆、ソバ、飼肥料作物、園芸品目等の高収益作物の作付面積は横ばい
- 約6,200haを地域間調整で中通り・会津地方へ配置、推定では、30年以降に被災12市町村で営農再開される水田は約1万ha

農用地利用集積率(%) 36 (H25) → 43 (H28)
目標 (H29:55以上) 対比進捗率 78.2%

【平成29年産水田フル活用】

田本地面積 94,700ha



※うち、約10,500ha(約11%)は、被災12市町村における非営農再開水田

【集荷・販売・流通】

・主食用米

- 県内米生産量は約34万ト、うち県外販売が8割
- 県内消費量は、約10万ト、うち3割は県外産米と推定
- 国の調査によると全国で、約4割が業務用。本県産米は全国2位の64%が業務用
- 業務用64%の内訳は、コシヒカリが44%、ひとめぼれが12%、天のつぶが3%

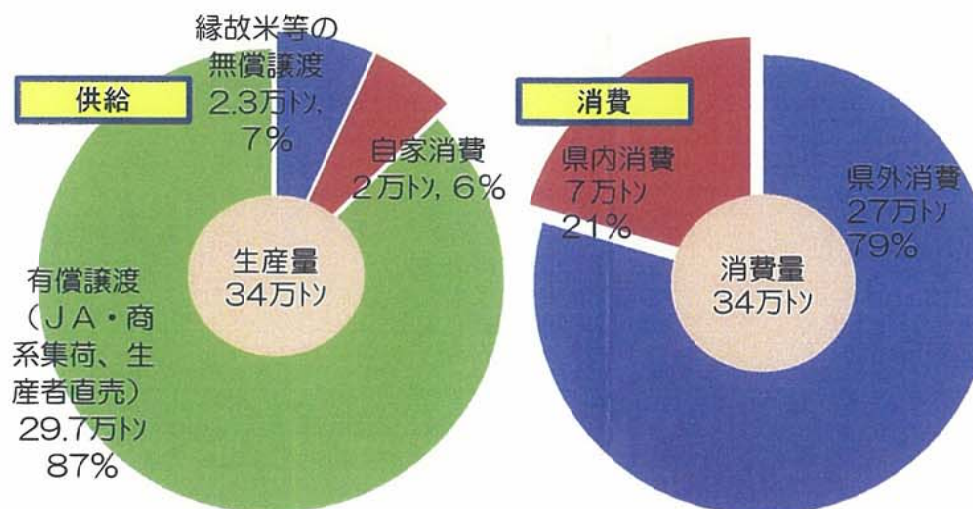
学校給食の県産米利用割合(%) 85 (H23) → 98 (H28)
目標 (H29:100) 対比進捗率 98.3%

農産物の海外輸出力 (t) 17 (H23) → 67 (H28)
目標 (H29:200以上) 対比進捗率 33.4%

・飼料用米

- 県内の飼料用米生産量は着実に増加し約3万ト、うち全農スキームによる県外出荷は、5割。県内直消費も増加し、1,800ト程度の6%

【ふくしま米 集荷・販売・流通実態(推定)】



【非主食用米】

- H27からの2年間で飼料用米が大幅拡大も地域内での保管・流通・販路体制の不備から伸びが鈍化。
- 加工用米・米粉用米及び稲WCSの取組が鈍化、新たな需要先の確保必要。
- 備蓄米は、需給調整の手段として2万トン/年の取組が定着

飼料用米の作付面積 (ha) 514 (H25) → 5,839 (H29)
目標 (H29:6,500以上) 対比進捗率 83.6%

複数年契約をしている加工用米の作付面積 (ha) 330 (H26) → 270 (H29)
目標 (H29:700以上) 対比進捗率 38.6%

【高収益作物(畑作物・園芸作物・飼料作物)】

- 畑作物(大豆・麦・そば等)は、震災による浜通り産地の消滅や根強い風評により震災前の作付面積まで未回復。低品質、低収量も課題
- 園芸作物は、高齢化等から担い手不足、集落営農や法人組織への導入を進めるも、水田への導入は停滞
- 飼料作物は、H25から牧草地等の除染等が進み、牧草はH28から増加

大豆の上位等級(1,2等級)比率 (ha) 24 (H23) → 43.4 (H28)
目標 (H29:50以上) 対比進捗率 86.8%

そばの1,2等級の割合(%) 5 (H25) → 76.8 (H28)
目標 (H29:50以上) 対比進捗率 153.6%

野菜が経営の中心となる経営体(経営体) 6500 (H25) → 5900 (H28)
目標 (H29:7,500以上) 対比進捗率 78.7%

水田における園芸作物の作付面積 (ha) 2,792 (H25) → 2,694 (H28)
目標 (H29:3,200以上) 対比進捗率 84.2%

飼料作物の作付面積 (ha) 3,025 (H25) → 2,960 (H28)
目標 (H29:3,300以上) 対比進捗率 89.7%

**「福島県の水田農業の振興方策」
(平成27年度から平成29年度)
の評価**

(案)

平成30年3月

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

目次

I	「福島県の水田農業の振興方策」における基本方針（平成27年度から平成29年度）	1
II	本県の水田農業が目指す姿	
	1. 水田フル活用の姿の進捗状況	2
	2. 水田農業の振興方策における各施策目標の達成状況	3
III	「福島県の水田農業の振興方策」の推進上の課題と課題を踏まえた取組	
	1. 本県の水田農業を支える担い手の育成と経営所得安定対策等の推進	4
	（1）農用地の利用集積と担い手の育成	
	（2）経営所得安定対策等の推進	
	2. 需要に即した作物の作付と販売の促進	7
	（1）主食用米	
	（2）麦、大豆、そば、なたね	
	（3）非主食用米	
	（4）園芸作物	
	（5）飼料作物	
IV	全体評価と今後の方向性	13

※基本方針策定の背景

国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月、平成26年6月一部改訂）が策定され、担い手への農用地利用集積・集約化の加速、経営所得安定対策等の見直し、平成30年度を目途とした米政策の見直しなどの改革が行われるとともに、米は、長期にわたる消費量の減少と平成23年産米からの豊作などにより在庫量が増加し、価格が大幅に下落しました。

さらに、本県では、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力災害の影響により、作付が制限されている地域があることに加え、供給過剰の状況と相まって風評により他地域に比べ米価の下落幅が大きく、県産米の販売環境が悪化していました。

このような状況変化に的確に対応し、本県の水田農業の持続的な発展を図るためには、再生協議会等及びその構成機関・団体が主体となって、地域特性に応じた施策を推進する必要があることから、水田農業の振興方策を明らかにするとともに、農業者を誘導する指針として平成26年12月、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議が「福島県の水田農業の振興方策」（以下「振興方策」とする。）を策定しました。

なお、振興方策の策定に当たっては、県の「ふくしま農林水産業新生プラン」やJAGグループ福島の「新たな米戦略」等との整合を図るとともに、実施期間は生産数量目標の配分が廃止されるまでの準備期間である平成29年度までとしたところです。

I 「福島県の水田農業の振興方策（平成26年12月策定）」における基本方針（平成27年度～平成29年度）

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革や全国的な米の需給状況に対応するとともに、本県の水田農業が抱える課題への確に対応するため、次の基本方針に基づき、関係機関・団体が連携して各種施策に取り組めます。

【基本方針】

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を増やしていくとともに、これに続く認定農業者や集落営農組織等の育成を促進します。
- 農用地の利用集積を進め、生産コストを低減するとともに、認定農業者や集落営農組織等の経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営の安定を図ります。
- 主食用米の計画生産を進めながら、地域の特性を生かして食味の向上と業務用米を含めた需要に即した米の生産を促進するとともに、飼料用米等の非主食用米の生産や園芸作物の導入、大豆、そばなどの作付を進めるなど、水田のフル活用を図ります。
- 県産米の販売に当たっては、風評対策に継続して取り組むとともに、県産米の食味の良さなどを生かして、県内外において積極的に販路を拡大します。
- 避難地域では、先端技術を取り入れた新しい生産方式による地域農業の将来像の検討や復興の進捗に応じた支援を行うとともに、津波被害等により、これから本格的な営農を再開する地域では、新たな営農体系の構築や多様な担い手の確保を図りながら農用地の利用集積や団地化を支援し、営農再開を促進します。
- 中通り、会津、浜通りの地域毎には、それぞれの地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等の実現に取り組めます。

II 本県の水田農業が目指す姿

「福島県の水田農業の振興方策」における水田作付作物推移（目標と現状）

年次	田地面積		転作物作付面積								景観形成作物 保全管理地 不作付地等	
	主食用水稲作付面積	田地面積	備蓄米	加工用米	新規需要米	WCS	麦	大豆	ソバ	飼料作物		園芸作物等
平成29年（目標）	62,000 (27年産米生産数量目標751万tー消費量減8万t×2年) ×本県シェア4.52%	96,600	3,700	1,000	7,900 飼料用米地 6,700	1,200	280	1,400	2,400	3,300	3,200	11,420
平成29年（現状）	59,900	94,700	3,818	281	6,967 飼料用米地 5,845	1,122	198	811	1,885	2,960 (H28統計値)	2,694 (H28統計値)	15,188

注) 田地面積、飼肥料作物、園芸作物等は農林統計、主食用水稲、備蓄米、加工用米、新規需要米、麦、大豆、そばは、経営所得安定対策の交付金対象面積、景観形成作物、保全管理地、不作付地等の面積は田地面積から主食用水稲作付面積と転作物作付面積を差し引いた面積とした。

1. 水田フル活用の進捗状況

- 主食用水稲作付面積は、26年産の米価下落の影響もあり、27、28、29年産と飼料用米を中心とする非主食用米の取組が大幅に拡大し、目標より深掘りが進み、3年連続（26～28年）で国の生産数量目標を達成した。
- なお、29年産においては、本県は338haの作付過剰となったものの、全国的な飼料用米の取組拡大から国においては、3年連続で生産数量目標を下まわった。
- 備蓄米は、本県優先枠である16,443トンを超える22,127トンが落札され、収量見合いの面積である3,818haで取り組まれた。
- 加工用米は、ここ数年350ha前後で推移していたが、国からの交付金の手当て方法が変更となったことなどから、目標を大きく下まわった。
- 新規需要米の飼料用米や稲発酵粗飼料（以下「WCS用稲」という）は、需給調整の手段として作付面積が拡大したが、目標には到達しなかった。
- 畑作物である麦類、大豆、そばは近年作付面積は増加または回復しているが、麦類は原発事故による風評が依然として根強いこと、大豆は浜通りの産地が復活途上であること、そばでは作況や販売単価の変動が大きいこともあり、目標面積を大きく下まわった。
- 飼肥料作物は、除染が進んだことで作付再開が進み、目標面積近くの作付となった。
- 園芸作物等は、新規参入が進む一方で、高齢化等により生産からの撤退も多く、目標を下まわった。
- 備蓄米を含む転作物の作付面積は、19,612haとなり、計画対比で84%となった。
- 全体的に目標面積に対し、不作付地が拡大、主食用米は減少したものの、加工用米・飼料用米・麦・大豆・ソバ・飼料作物・園芸作物は目標に到達しなかった。

2. 水田農業の振興方策における各施策目標の達成状況

項目名	現況[A] (H25)	目標[B] (H29)	実績[C] (H29)	進捗率(%)		達成状況 評価	特徴的な動き
				C/A	C/B		
認定農業者数(経営体)	6,392	7,600 以上	7,771 (H28)	121.6	102.3	A	認定農業者が経営所得安定対策(ゲタ・ナラン対策)の加入要件。(規模要件無しが効果)
農用地利用集積率(%)	36	55 以上	43 (H28)	119.4	78.2	C	集積対象の担い手(認定農業者)が増加し、また、農地中間管理事業によって集積が進行
ナラン対策に加入した面積割合(%)	18 (H26)	50 以上	35	194.4	70.0	C	認定農業者等への農地集積が進んだことから、微増
県内産主要3品種の食味ランキングにおける特A割合(%)	42	100	66.7	158.8	66.7	D	29年産米の特A獲得数は4銘柄と、全国で最も多い
1等米比率(%)	92	95	91.4	99.6	96.2	A	出穂期以降、低温、日照不足が続き、品質への影響が懸念されたが、一等米比率は高く、全国平均(82.3%)と比較しても高い
環境と共生する米づくりの面積(ha)	29,330	32,000 以上	22,842 (H28)	77.9	71.4	C	有機栽培米は高齢化による休止に伴い漸減。特別栽培米は本県において米価下落幅が大きく影響が顕著
「天のつぶ」の作付面積(ha)	2,000	6,000 以上	5,303	265.2	88.4	B	営農再開地域中心に作付面積拡大。集荷団体による複数年契約の取組などにより、主食用米としての生産も拡大
学校給食の県産米利用割合(%)	85 (H23)	100	98	115.6	98.3	B	東日本大震災後、一時県産米の利用割合が低下したものの、震災前の水準に戻りつつある
農産物の海外輸出货量(t)	17 (H23)	200 以上	67 (H28)	392.9	33.4	D	輸出額は、H28実績では約5%の回復率。H28タイ向け等桃出荷が増加(H27:1.3t→H28:約30t)予定
大豆の上位等級(1,2等級)比率(%)	24	50 以上	43.4 (H28)	180.8	86.8	B	27年産の団地面積は813ha、前年比+77haとなり、県全体でも面積は増加傾向である
そばの1,2等級の割合(%)	5	50 以上	76.8 (H28)	1536.0	153.6	A	27年産よりそばの検査規格が改正
飼料用米の作付面積(ha)	514	6,600 以上	5,839	1136.0	88.5	B	多収品種を用いた大規模取組に産地交付金14,500円以内/10aの助成。営農再開地域で作付増加
複数年契約をしている加工用米の作付面積(ha)	330 (H26)	700 以上	270	81.8	38.6	D	需要はあるが、国の産地交付金の変更もあり、面積減少
水田における園芸作物の作付面積(ha)	2,792	3,200 以上	2,694 (H28)	96.5	84.2	B	各種補助事業を活用し、会津地方等では園芸作物への転換、避難地域等では花き生産再開の動き
野菜が経営の中心となる経営体(経営体)	6,500	7,500 以上	5,900 (H28)	90.8	78.7	C	南郷トマト産地では新規栽培者がH29は5戸確保できた
飼料作物の作付面積(ha)	3,025	3,300 以上	2,960 (H28)	97.9	89.7	B	H25に除染が進み、牧草の作付面積が回復

注) 達成状況の評価: 増加目標=実績/目標、減少目標=目標/実績 A(100%以上) B(80~100%未満) C(70~80%未満) D(70%未満)

Ⅲ 「福島県の水田農業の振興方策」の推進上の課題と課題を踏まえた取組

1. 本県の水田農業を支える担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

(1) 農用地の利用集積と担い手の育成

①担い手の育成

【現状の課題】

- ア 新規学卒者をはじめ、Uターン者、新規参入者、定年帰農者など多様な新規就農者の育成・確保が必要。
- イ 「人・農地プラン」を作成する際、「入作」による担い手を考慮した話し合いが行われていないケースがある。
- ウ 農地活用や営農の継続に向けて、集落の合意に基づく「人・農地プラン」や「営農ビジョン」の作成が必要な地域が増加しているが、話し合いは十分に行われていない状況。

【課題を踏まえた取組】

- ア 市町村が行う新規就農者の受入体制の整備を支援し、新規学卒者をはじめ、Uターン・Iターンなど就農希望者の就農を促進するとともに、認定新規就農者へ誘導。また、企業等の農業参入を支援し多様な担い手を確保。
- イ 「人・農地プラン」等の作成と状況に応じた見直しを行い、この中で担い手として位置づけられた意欲ある農業者や農地所有適格法人等を、確実に認定農業者に誘導。
また、人・農地プランの策定にあたっては、各県農林事務所（農業振興普及部・普及所）に設置した関係機関で構成する農地中間管理事業の連絡調整会議などを通じて連携を図りながら、市町村、JAと一体となって集落に入り合意形成を支援。
なお、広域に営農を展開する担い手がいる場合は、その担い手を考慮した話し合い等に留意し、プランの作成を支援。
- ウ 集落ぐるみの営農体制の構築に向けて、地域の話し合いに基づく集落ぐるみの営農組織の設立や法人化を支援。
- エ 意欲ある農業者が規模拡大等を行う際に必要な機械、施設の整備を支援し、生産力と経営管理能力に優れ、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を育成。

※プロフェッショナル経営体

高い生産力と収益により経営を継続的に発展させ、個別経営で所得1,000万円以上、法人経営で販売金額1億円以上の収益を目指す、地域の雇用創出や活性化を図る経営体。

②農用地の利用集積

【現状の課題】

- ア 基幹的農業従事者は大きく減少し、農業者の高齢化も進んでおり、農地の受け手となる担い手の育成が必要。
- イ 水田を守っていくため、担い手へ農地集積することが必要であるが、米価の低迷、米政策の見直しなど先行きの不安から、規模拡大を躊躇する担い手も多い。
- ウ 中山間地域は、担い手不足が顕著な中、米価の低迷に加え狭小な水田や作付品種などの条件から担い手が水田を集積するメリットは少なく、水田の維持が困難な状況。
- エ 避難地域は、避難指示解除後も担い手の帰還が進まないことが懸念されており、営農はもとより農地保全が課題。

【課題を踏まえた取組】

- ア 平成27年度から各県農林事務所（農業振興普及部・普及所）に農地中間管理事業の機構駐在員を配置し強化した推進体制の下、当該機構による農用地の利用集積を加速し、農用地の受け手となる担い手の経営規模の拡大を促進。
- イ 避難地域では、地域ごとに農業者等の意見を十分に聞きながら、地域農業の将来像を検討するとともに、農業者の帰還や農地の復旧段階に応じ、その実現に努め、営農再開を促進。
- ウ 津波被害等により今後本格的な営農を再開する地域では、担い手の育成と農地集積の一体的な取組や営農再開に必要な機械・施設の整備を支援。

③水田の整備

【現状の課題】

- ア ほ場整備を行うにあたり農家の負担額を軽減するためには、担い手の確保や集積率向上等の条件があり、この条件を満たすことが難しい状況。
また、高収益作物の導入を推進しているが、労力等の課題から浸透が十分でないのが現状。
- イ 中山間地域は、農業者の高齢化や後継者不足等に起因する持続的営農の不安感から、ほ場整備に踏み切れない場所もあるが、ほ場整備で区画整理を実施しなければ、農地の借り手がいなくなり、ますます農地の荒廃が進む危険性がある状況。
- ウ 被災地域は、風評の懸念からほ場整備を行っても、どのような作物を作付すればよいかが容易に決められない状況。さらに、農地を貸したい農家が多く、借りたい農家（担い手農家等）との調整が円滑に図られるかが課題。また、ほ場整備の推進母体となる土地改良区は、職員等マンパワー不足の状況。

【課題を踏まえた取組】

- ア 水稻だけでなく、多様な高収益作物の導入も図られるような省力技術の導入

と併せ区画整理を推進。(汎用化水田の導入等)

- イ 中山間地域では、一般的なほ場整備事業ではなく、中山間地域の現状を踏まえたほ場整備を導入。(中山間地域総合整備事業等)
- ウ 被災地域でのほ場整備を推進するために、国と事業の採択要件等の運用緩和についての調整を実施。
- エ 土地改良区のマンパワー不足解消のため、市町村と連携し派遣支援等を検討。

④農地の持続的な保全

【現状の課題】

- ア 農業従事者の高齢化、米価の低迷及び風評による農業者の営農意欲の低下等により、遊休農地の増加が懸念。
- イ 担い手への営農集中が進む中、集落機能を維持し、共同活動による農業用施設の維持・管理を支援することが必要。

【課題を踏まえた取組】

- ア 遊休農地所有者への利用意向調査の結果等を参考にして、地域の合意形成の下、「活用すべき農地」については、農地中間管理機構等の活用などにより地域の担い手への集積を進める。
- イ 日本型直接支払制度を活用し、地域の農業者等が取り組む共同活動を支援。

(2) 経営所得安定対策等の推進

【現状の課題】

- ア 30年度以降、行政による生産数量目標の配分廃止に併せて、米の直接支払交付金が廃止されることで、経営所得安定対策への加入者が大幅に減少する見込み。併せて、需給調整に協力してきた直接的メリットが喪失し、需要に応じた米生産の達成には地域農業再生協議会の役割がこれまで以上に重要。
- イ 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)についても選択式での加入となる類似制度の「農業経営収入保険制度」の設立など国の制度に動きが見込まれることから、その周知や対応が必要。
- ウ ナラシ対策への加入は、加入要件緩和により、個人の加入が大幅に増加したが、認定農業者になれない小規模経営の農業者の受け皿である集落営農での加入は依然として少ない状況。

【課題を踏まえた取組】

- ア 関係機関・団体と連携して、水田営農台帳の整備を進めるとともに、水田フル活用ビジョンの策定を支援し、水田活用の直接支払交付金の活用を促す。
- イ 米価下落時のセーフティネットとして、収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)、農業経営収入保険、自然災害による収量減少時の対策として農業共済制度への加入を促進。
- ウ 経営所得安定対策等に加入していない認定農業者や認定新規就農者、集落営

農組織の現況を点検し、加入を促進。

- エ 農業者に対し、経営所得安定対策等の重要性を啓発し、認定農業者や集落営農組織等への動機付けや加入誘導。

2. 需要に即した作物の作付と販売の促進

(1) 主食用米

① 生産対策

【現状の課題】

ア 本県は高品質・良食味米産地であるが、産地間競争に打ち勝つためには地域差や年次格差をできる限り小さくすることが必要。さらに消費者にアピールできる特徴（品種、良食味、有機、特裁、エコ等）ある米づくりの全県的展開が求められている状況。

イ 稲作経営安定のためには、多様な需要に応じた米づくりを進め、再生産可能な米価水準と所得を確保していくことが必要。

また、本県の主食用米は、原子力災害による風評の影響などにより、他県に比べ厳しい販売環境にあることから、生産コスト低減や業務用向けの販売推進も必要。

ウ 所得向上のため優良農地を集積し、団地化を図るとともに、低コスト生産技術に取り組むことが必要。一方で、区画が小さく機械作業に不向きな水田の活用が課題。

エ 平成30年度より、日本型直接支払制度（環境直接支払交付金）から、エコファーマーである要件が外れるため、今後のエコファーマーの推進方法の検討が必要。

【課題を踏まえた取組】

ア 本県は、消費者の評価の高い2大良食味品種「コシヒカリ」「ひとめぼれ」の主要産地であり、今後ともこれらの強みを生かして全体水準の底上げを目的として食味ランキング「オール特A」を目指し一層の食味向上に取り組む売れる米づくりを促進。

併せて、本県オリジナル品種「天のつぶ」、「里山のつぶ」については、JAや集荷事業者と連携し、生産者のリスト化・登録制等による栽培管理の徹底などにより食味と品質の向上を実現。

イ 稲作経営安定のため、需給情報等を踏まえた需要に応じた米づくりを進めることを基本とし、近年では業務用米の需要が大きくなっていることから、一層の生産コスト低減を推進。

ウ 担い手が一層の規模拡大をはかるため、品種構成の見直しや直播栽培の導入等を推進するとともに、低コスト技術・資材の導入による生産コスト低減を促進。

また、地域段階において乾燥調製施設等共同利用施設の整備等を支援し、産地競争力の強化を実現。

さらに、中山間地域において比較的条件の良いほ場については、担い手農家や

集落営農組織への農地集積を進めるとともに、主食用米として収量性や食味に優れた「里山のつぶ」の作付けを推進。

- エ 本県産米の安全性確保と競争力強化を図るため、GAPの団体認証取得を推進。
- オ 日本型直接支払制度(環境直接支払交付金)等を活用しながら、環境と共生する農業(有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培)による米づくりを推進。
- カ 被災地域においては、作付再開直後は風評の影響も大きいと想定されることから、当面は飼料用米の取り組みを進め、消費動向を見ながら主食用米の生産に移行。

② 流通販売対策

【現状の課題】

- ア 県産米の相対取引価格は、全国平均との比較でも需給調整の取り組みの結果、東日本大震災前の水準に戻りつつあるが、地域別に回復状況に差異が生じている状況。また、県産米は、東日本大震災後に首都圏の量販店等で失った棚を回復できていない状況。
- イ 福島県内の米消費量は、10万トン程度と想定。福島県産米の消費は、その7割程度にとどまっていると想定され、結果として生産量のうち、27万トン程度を県外に販売している構図。このため、福島県産米の販売環境は、国内全体の需要に大きく影響される状況。
- ウ 県産米の85%以上をコシヒカリとひとめぼれで占め、その他品種では「天のつぶ」が8%となっており、米価変動が大きい品種構成となっている状況。
- エ 県オリジナル品種については、認知度を高め需要を拡大していくことが必要。
- オ 県産米の輸出については、原子力災害に伴う輸入停止等の規制措置が継続している国が少なくない状況。

【課題を踏まえた取組】

- ア 関係機関・団体と連携して、トップセールスやマスメディアを活用した積極的なPR、流通事業者などとの交流会等を実施するとともに、量販店や百貨店における販売促進フェア、大手オンラインストアを活用した販路拡大など、取扱量の一層の拡大を推進。
- イ 県内量販店等でのイベントの開催やPR等により販売を促進するとともに、県内の学校給食等での県産米利用を推進するなど県内での消費拡大を推進。
- ウ 県オリジナル品種の導入推進等により、相対的に価格変動が大きいコシヒカリの生産比率を引き下げる必要。
- エ 県オリジナル品種については、関係団体が連携して、知名度の向上と一層の販路拡大を推進。
- オ 県産米の輸出については、原子力災害に伴う輸入停止等の規制措置の解除・緩和に向けた取組を国に要請するとともに、規制が解除された国・地域に対して、関係団体と連携して促進。

(2) 麦、大豆、そば、なたね

【現状の課題】

ア 小麦の販売は、依然として風評が厳しく、需要が低迷しているため、実需者からは作付拡大の要望がない状況。大麦は、浜通りに産地が集中しており、県内主要産地が被災したため、大口の主食用等だけでなく、小口の醸造用需要にも応えられない状況。大豆は中通りで作付拡大する産地がある一方、浜通りの主要産地が被災し、復活の途上。そばは震災前の作付面積を上回っている。

大豆、そばの販売環境は回復傾向にあるが風評の影響は残っている状況。なたねは油や搾油粕の風評の影響により搾油委託先が限られている状況。

イ いずれの畑作物も水田転作では排水対策の徹底が大きな課題となっているが、FOEAS（フォアス、Farm-Oriented Enhanced Aquatic System、地下水水位制御システム）のような高度な用排水システムの導入は進んでいないのが現状。また、明きよの実施率は約3割、弾丸暗きよは1割未満と営農排水対策の実施率も低い状況。

ウ 小麦は湿害等により収量が低く、大麦は収量は高いが作付面積がきわめて少ない状況。大麦においては共同乾燥調製施設がない状況。

エ 大豆は、湿害、黒根腐病により収量が低い地域が多く、品質は、1・2等割合（H27）が約36%と、全国平均約58%にくらべて低い状況。現在の収量品質では、得られる収入が低く、転作大豆より収入面で有利な飼料用米に転換した地域もある状況。

オ そばは、現実に即した農産物規格の導入により等級が向上したが、それでも1等比率（H28）が約56%と全国平均の約65%に比べてやや低い状況。

カ 中山間地域においては、高齢化により水田の管理が難しくなる中で、集落営農組織が貴重な担い手となって畑作物団地が作られているが、集落営農組織自身の高齢化が課題。また、小区画ほ場が多く、作業効率が低いことが課題。集落営農が行われていない地域では、麦類、大豆の作付が少ない状況。

キ 被災地域においては、相双地域の大豆、麦類団地が津波と原子力災害で壊滅し、中通りの極一部では平成28年まで大豆の放射性セシウムが50Bq/kgを超えていたが、放射性物質吸収抑制対策の徹底により、平成29年度は下回った。

中通りの被災地域では、用水路、ため池等が被害を受けて水稻の作付が難しくなった地域で代替作物として大豆の作付が進められている状況。また、そばは地震、原発事故後、農業者の帰還が進まないなかで、省力的な代替作物として作付が増えている状況。なたねは油に放射性セシウムが移行しないことから、原子力被災地での作付が増えている状況。農地の復旧にあわせて、区画整理、用排水整備などの基盤整備に取り組む地区もみられる状況。

【課題を踏まえた取組】

ア 畑作物（麦、大豆、そば、なたね）は、販売収入を向上させるとともに、収量品質に応じたより高額の国の交付金を確保しながら所得を向上するため、排

水対策や適正施肥、適期防除の徹底などにより、収量・品質の向上を促進。

イ 麦、大豆は、土地利用型作物の基幹品目として、産地の生産体制の維持・拡大や津波被害を受けた地域等の産地の回復を促進するとともに、用水の問題で水稻の作付が難しい地域等での作付を推進。

また、担い手の所得向上のため、水田高度利用の基幹作物として、2年3作等の体系を導入する。

ウ そばは、全国第4位の作付面積がある主要産地であり、また、観光などと結びついて地域の活性化にも寄与していることから、品質の向上を図るとともに、経営所得安定対策のゲタ対策や産地交付金を活用して生産を促進。

また、夏そばを活用した1年2作等により所得向上を図る。

エ 油糧作物として期待されるなたねについては、6次化の取組が定着している地域はもとより、原子力災害等により水稻の作付が本格的に進んでいない地域において、営農再開の先駆けとなる作物として取組を促進。

オ 中山間地域を中心に、高齢化に対応して集落営農組織による畑作物の団地化を推進。また既存組織の作付拡大や省力化を支援。

カ 排水対策、大区画化など畑作物の収量品質の向上と省力化につながる基盤整備の実施を支援。

(3) 非主食用米

【現状の課題】

ア 国は、平成37年までに飼料用米110万トン、米粉用米10万トン为目标とし生産拡大を図るとしており、経営安定のため、備蓄米、飼料用米や加工用米等の非主食用米、WCS用稲等、安定した需要が見込める稲の作付拡大が必要。

イ 非主食用米は、主食用米に比べ安価で取引されることや飼料用米の価格は飼料用とうもろこしの輸入価格に左右されることなどから、生産・流通コスト低減の取組が必要。

ウ 被災地域では、未だに通常の営農が制限される地域が存在するほか、十分に安全性が確認された農産物であっても買い控えが起きるなど風評による影響を受けている。

また、非主食用米の作付から営農再開した地域においては、主食用米への転換をスムーズに行う必要から、バランスのとれた主食用米との複合化が必要。

エ 中山間地域は、団地化や規模拡大によるコスト削減の取組が制限されるケースが多い。

【課題を踏まえた取組】

ア 水田をフル活用して地域農業と水田農業経営を維持発展させていくため、水田活用の直接支払交付金を活用して、飼料用米や加工用米など需要のある非主食用米の作付拡大を誘導。

特に飼料用米は、国産飼料の確保・安定供給の観点から重要であるため、多

収品種での作付面積の拡大を推進するとともに、栽培技術の高度化、団地化の取組等により、収量の向上と生産コストの低減を推進。

- イ 飼料用米の流通については、地域でのマッチングを進め耕畜連携を図るとともに、利用形態に合わせた加工・流通施設の整備を促進。また、流通の主体となる広域流通においては、飼料工場へ輸送する際の流通コストの低減を促進。
- ウ 被災地域においては、風評の影響から米価が低水準で推移しており今後もこの傾向は続くものと見られることから、当面、風評の影響が少ない飼料用米の作付・本作化を推進し産地の形成を促進。
- エ 中山間地域においては、規模拡大によるコスト低減が難しいことから、疎植栽培、一発型肥料など低コスト栽培技術の積極的な導入を図るとともに、集落ぐるみで水田営農を担う受け皿組織の育成を推進。
- オ 加工用米については、全国的にも有数の日本酒の生産量を誇る本県では、地域の米を使った酒づくりに強い意欲を持った酒造業者が多く、着実な需要が見込まれることから、地域において米の生産者と酒造業者の結びつきを深め、複数年契約を推進。

(4) 園芸作物

【現状の課題】

- ア 園芸作物は、廃作・離農者が新規栽培者を上回っている状況にあり、年々、園芸作物の栽培戸数、栽培面積は減少。
- イ 水田転作での生産安定には、湿害対策のための条件整備が必要であり、地下水位制御システム等の導入が必要。
- ウ 水田における土地利用型園芸作物の作付が伸び悩んでいる背景には、安定生産技術力の高度化と、加工・業務用野菜等の実需情報不足や販売対策が課題。
- エ 中山間地域は、畑地が多く園芸作物の水田への新たな導入が進んでいない状況。また、農業者の高齢化、後継者不足に対応し担い手組織の設立等が見られるが、基本的には稲作経営が主となっている。
- オ 被災地域は、市町村、地域により取組の進み具合が異なっており、営農再開のための組織づくりや営農ビジョン（品目選定等）の検討が行われているところが多く、今後の園芸作物の導入が期待される。特に、主食用米生産が不利な面も考慮し、花きや加工・業務用野菜の導入をいかに促進するかが課題。

【課題を踏まえた取組】

- ア 水稻を始めとする土地利用型作物の集約化により生み出される労働力を活用し、園芸作物への転換や複合化を促進するとともに、集出荷・加工処理施設の再編整備を支援する。また、新規就農者や他産業からの新規参入者、定年帰農者等の新たな担い手を確保するとともに、集落営農組織や農業法人での園芸作物の導入を促進。
- イ 湿害対策のための条件整備等を進め、水田の汎用化を促進。

- ウ 土地利用型園芸作物による大規模経営への転換を推進するとともに、団地化による効率的な土地利用、機械化一貫体系の構築などを促進。また、加工・業務用野菜など実需情報の収集や契約取引に向けた提案など新たな販路対策を支援。
- エ 中山間地域においては、担い手組織の経営安定に向けて育苗施設の有効利用やICT等を利用した省力技術、新技術の導入を進め、収益性の高い園芸作物の導入や転換を促進。
- オ 被災地域においては、風評を受けにくい花きや、加工・業務用野菜をはじめとした土地利用型園芸作物の導入を図る。また、大規模施設園芸による安定的な農産物の生産を推進するとともに、ICTを活用した温度等の環境制御や作業の省力化を推進。

(5) 飼料作物

【現状の課題】

- ア 28年産の飼料用米の県内利用は、鶏と牛での利用が拡大し1,765トン(27年産は1,324トン)と増加したものの、全体生産量の6.2%程度の状況。畜種別では鶏の利用が拡大傾向。
- イ 水田における飼料作物は、原子力災害の影響により平成23年から平成25年まで減少傾向にあったが、平成25年からは牧草地の除染等が進んだことで、牧草は平成28年から増加に転じた。
また、WCS用稲は年々拡大しているが、飼料用とうもろこしは牛の飼養頭数減少や鳥獣被害の影響等もあり年々減少傾向。今後は、WCS用稲は引き続き拡大が見込まれるが、牧草は現状維持、飼料用とうもろこしは微減の状況。
- ウ 営農再開地域では、農地除染は進んでいるものの、営農再開する農業者が少なく、除染後の農地の耕作と保全等が喫緊の課題。一方、本県の牧草地除染は7割強まで完了したが、急傾斜地等の除染が進まず、今もなお輸入粗飼料を利用する畜産農家もいる。

【課題を踏まえた取組】

- ア 飼料用米やWCS用稲は、水田を活用した自給飼料として生産拡大が期待されることから、地域内での耕種農家と畜産農家の需給マッチングを進め、生産の拡大と利用(つまり、飼料の地産地消)を促進。
- イ 水田を有効に活用して、飼料用とうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年性飼料作物の生産拡大等により、自給飼料の確保を促進。
- ウ 畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、飼料用米等の稲わらの利用と畜産農家のたい肥等の有効利用を促進。
- エ 営農再開地域における作付拡大を促進するため、コントラクター(飼料生産組織)等を育成し、除染後農地を有効に活用した牧草、飼料用とうもろこし、WCS用稲等の生産を一体的に推進。

IV 全体評価と今後の方向性

1. 全体評価

- 主食用米の作付面積は、26年産の米価下落の影響もあり、27～28年に飼料用米を中心とする非主食用米の取り組みが大幅に拡大し、目標より深掘りが進み、結果的に米価が浮揚した。
- 備蓄米は、本県優先枠以上に落札され、取り組みが定着している。
- 新規需要米の飼料用米やWCS用稲は、需給調整の手段として取り組みは拡大しているが、水田フル活用を図るため更なる拡大が必要である。
- 畑作物である麦、大豆、ソバは原子力災害による風評が依然として根強いこと、大豆では放射性物質検出への懸念、ソバでは単価の下落等もあり、目標を大きく下回っており、大幅な取組拡大は厳しい状況である。
- 飼料作物は、牧草の除染が進んだことで作付再開が進み、ほぼ目標近くの作付となっている。
- 園芸作物等は、新規参入が進む一方で、高齢化等からの撤退も多く、目標を大きく下回っている。
- 転作作物の作付面積は、目標より約3,500ha少ない約19,600haにとどまっており、逆に景観形成作物や保全管理地、不作付地等が約3,600ha増加している。
- 総じて、需要に応じた米づくりの考えが浸透し、主食用米の作付は減少し、米価は上昇（H26：10,718円/60kg → H29：15,130円/60kg）し、稲作農家の所得は向上した。
- しかしながら、高齢化等からの離作により、転作作物の拡大が計画どおり進まず、不作付地等が拡大している。

2. 今後の方向性

平成28年12月16日に策定した「30年以降の福島県水田農業の推進方針」に基づき、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上の実現を目指し、地域ごとの特色ある水田農業を推進する。

水田農業を取り巻く状況の変化

◎ 国の農政改革の実施

- ☆ 担い手への農地利用の集積を加速し、農業構造改革と生産コスト削減を促進
- ☆ 経営所得安定対策等を見直し、担い手に施策を集中
- ☆ 30年度から生産数量目標を配分せず、農業者の経営判断を重視するとともに、非主食用米への誘導を強化
- ☆ 日本型直接支払制度の創設

◎ 米の消費量減少と近年の豊作による供給過剰に加え、本県産米は、原子力災害による風評の影響から米価が大幅に下落し、販売環境が悪化

本県水田農業の喫緊の課題

- 担い手の育成を進め、経営所得安定対策等への加入の加速的推進が必要
- 良食味米を生産できる強みを生かした品質・生産性の向上と販路の拡大が必要
- 需給に即した生産を基本として、業務用米を含めた多様な米づくりの推進、飼料用米とWCS等の作付拡大が必要
- 収益性の高い園芸作物等を導入した経営転換の促進が必要
- 地域の災害復旧状況に応じた水田農業の復興が必要

したがって30年度に向けて

目指す水田フル活用の姿

単位:ha

品目	現状(25年度)	目標(29年度)
主食用米	65,700	62,000
非主食用米	3,676	12,600
飼料用米	514	6,600
備蓄米	2,111	3,700
WCS用稲	675	1,200
加工用米	360	1,000
米粉用米	14	100
麦・大豆・そば	3,513	4,080
飼料作物	3,025	3,300
園芸作物	2,792	3,200
その他	16,694	11,420
合計	95,400	96,600

目指す水田農業経営の姿

経営区分	経営規模と作付品目	農業所得		
土地利用型経営	個別経営 15ha	主食用米 9ha 飼料用米 3ha 加工用米 1ha 備蓄米 2ha	623万円	
	集落営農 50ha	主食用米27ha 飼料用米11ha 加工用米 6ha 備蓄米 6ha	2,090万円	
	複合経営	個別経営 9ha	主食用米 5ha 飼料用米 2ha 野菜 2ha (2年3作)	650万円

基本方針

- プロフェッショナル経営体の増加、認定農業者等の育成、農用地の利用集積を促進
- 経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営を安定
- 地域特性を生かし、主食用米のより一層の食味向上と創意工夫あふれる多様な米づくり、飼料用米等の生産や園芸作物への転換を促進し、水田をフル活用
- 県産米の風評対策の継続的取組と、食味の良さなどを生かし、県内外において積極的に販路を拡大
- 避難地域の農業の将来像の検討、津波被災地等での新たな営農体系の構築や担い手の確保を図り、営農再開を促進

主な取組内容

指標は現況値⇒目標値 現況値は記載がないものは25年度、目標値は29年度

1 担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

(1) 農用地の利用集積と担い手の育成

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体の増加
- 認定農業者等の育成強化と農用地の利用集積の加速化

【指標】農用地利用集積率(%) 40⇒55以上

(2) 経営所得安定対策等の推進

- 経営所得安定対策等への加入誘導

【指標】ナラシ対策への加入率(面積:%)

18(26年度)⇒50以上

2 需要に即した作物の作付と販売の促進

(1) 主食用米

- 安全性を確保し、生産コストの低減と良食味米の生産
- 「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
- 風評対策の継続実施と県内外で販売促進活動の強化

【指標】食味ランキング特Aの割合(%) 42⇒100
学校給食の県産米利用割合(%) 84.5(23年度)⇒100

(3) 非主食用米等

- 飼料用米の収量性の向上と作付拡大
- 主食用米への混入防止と輸送コストの低減
- 飼料用米や加工用米の地域での生産利用の連携強化

【指標】飼料用米作付面積(ha) 514⇒6,600以上

(2) 大豆・そば等

- 収量と品質の向上
- 産地体制の維持、津波被害地域等での産地回復

【指標】大豆の上位等級比率(%) 24⇒50以上

(4) 園芸作物

- 園芸作物の積極的な導入と経営の転換
- 新たな生産方式の導入

【指標】水田における園芸作物の作付面積(ha)
2,792⇒3,200以上

3 地方毎の推進方向

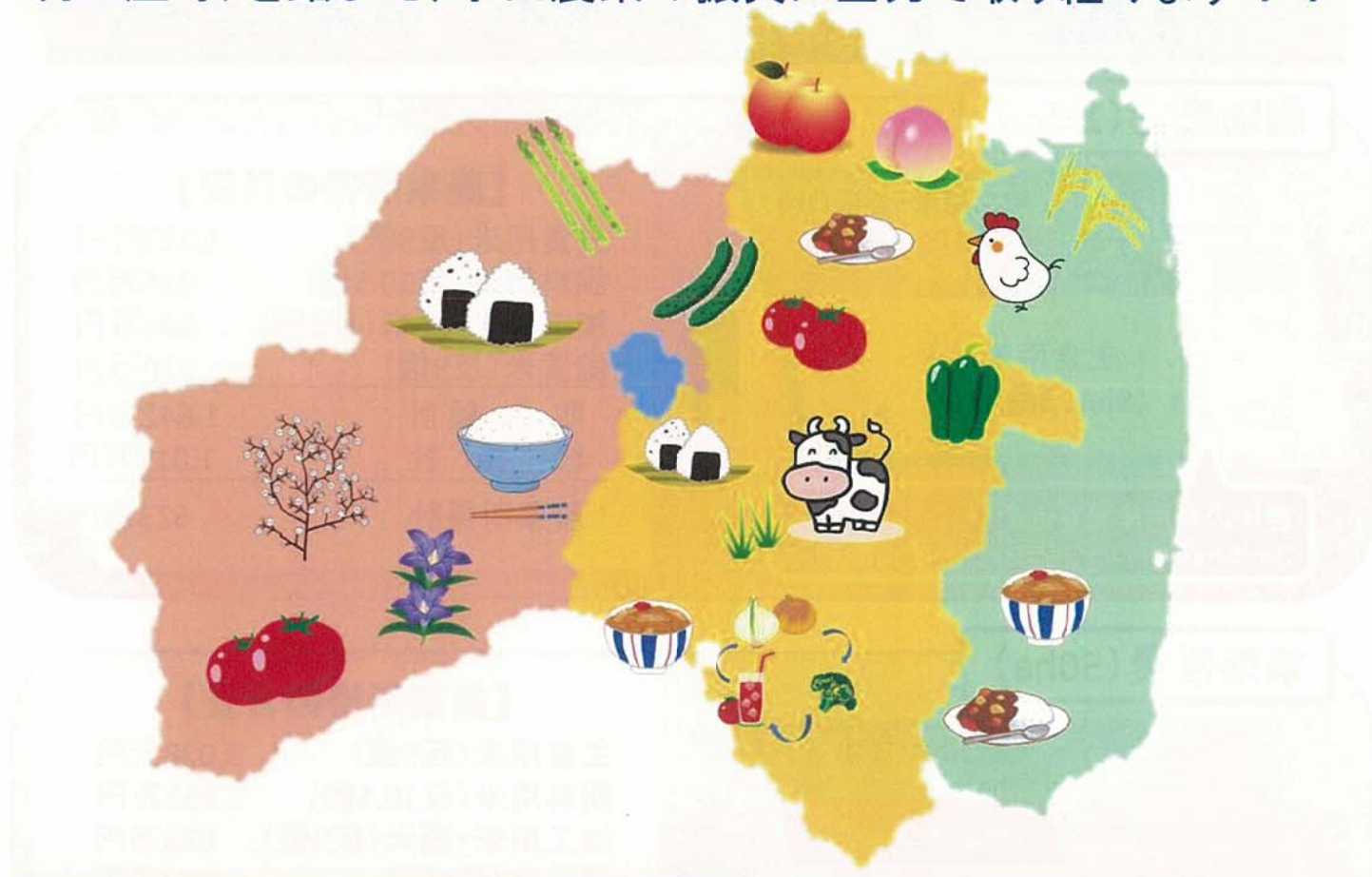
- 地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等を推進

本県の水田と多様な風土、強みを生かして

水田を有効に活用した効率的な農業経営の実現



国の農政改革や県産米を取り巻く環境(米価の下落、全国的な過剰生産等)を踏まえ、水田農業の振興に全力で取り組みます！！



平成26年12月

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

水田農業を支える担い手の育成と 経営所得安定対策等の推進

農用地の利用集積と担い手の育成

- ◆人・農地プランの策定推進と認定農業者への積極的誘導
- ◆集落営農組織の育成と認定新規就農者への誘導
- ◆農地中間管理機構による担い手への農用地の利用集積と団地化の促進
- ◆規模拡大や直播栽培等、あらゆる生産コスト低減のための取組推進



経営所得安定対策等の推進

- ◆ゲタ・ナラシ対策の周知と加入対象者（認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者）の積極的誘導



経営提案モデル【稲作中心】

個別経営（15ha）



農地の利用集積を進め、
3～5haのブロックを3～5か所に集約

【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	1,013万円
飼料用米（反10.5俵）	315万円
加工用米・酒米（反9俵）	104万円
備蓄米（反9俵）	210万円
収入額計	1,642万円
経費計	1,019万円
農業所得計	623万円

集落営農（50ha）



【農業所得の目安】

主食用米（反9俵）	3,038万円
飼料用米（反10.5俵）	1,155万円
加工用米・酒米（反9俵）	626万円
備蓄米（反9俵）	630万円
収入額計	5,449万円
経費計	3,359万円
農業所得計	2,090万円

需要に即した作物の作付と販売促進

●主食用米

- 安全性の確保と低コスト化、良食味米の生産の促進
- 県オリジナル品種「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
- 風評対策の継続実施と県内消費の拡大、県外販路の確保など販売対策を強化

●畑作物(大豆・麦・そば・なたね)

- 収量と品質の向上を図り、経営所得安定対策等を活用した所得確保
- 麦・大豆の産地の維持・拡大と津波被害地域での生産回復
- 営農再開の先駆けとしてのなたねの作付促進

●非主食用米・飼料作物

- 経営所得安定対策等を最大限活用し、飼料用米や加工用米等を積極的に作付拡大
- 飼料用米の低コスト生産と輸送コストの低減
- 飼料用米や加工用米の地域利用促進
- 飼料用トウモロコシや牧草導入による自給飼料の確保

●園芸作物

- 転換作物として園芸作物を積極的に導入
- 2年3作体系や実需者と連携した土地利用型野菜の導入を推進
- 先端技術等の新たな生産方式の積極的導入を促進

経営提案モデル【園芸＋水稲】

複合経営(9ha)



<2年3作体系の例>



【農業所得の目安】

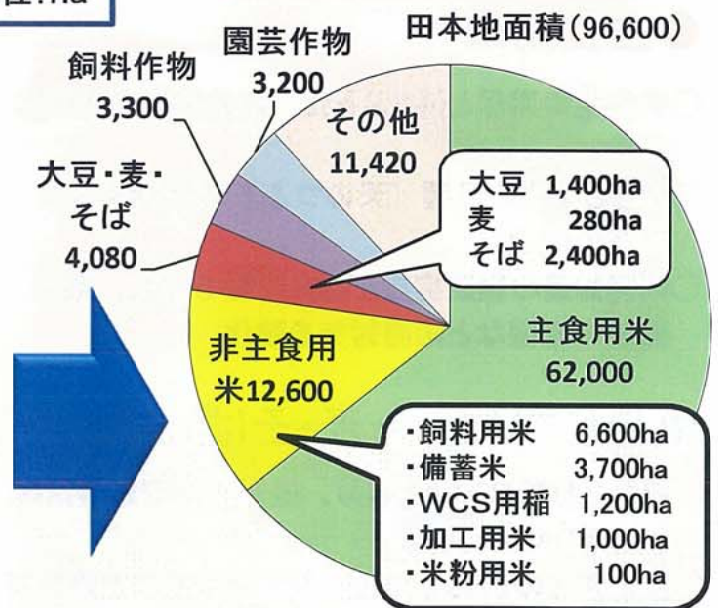
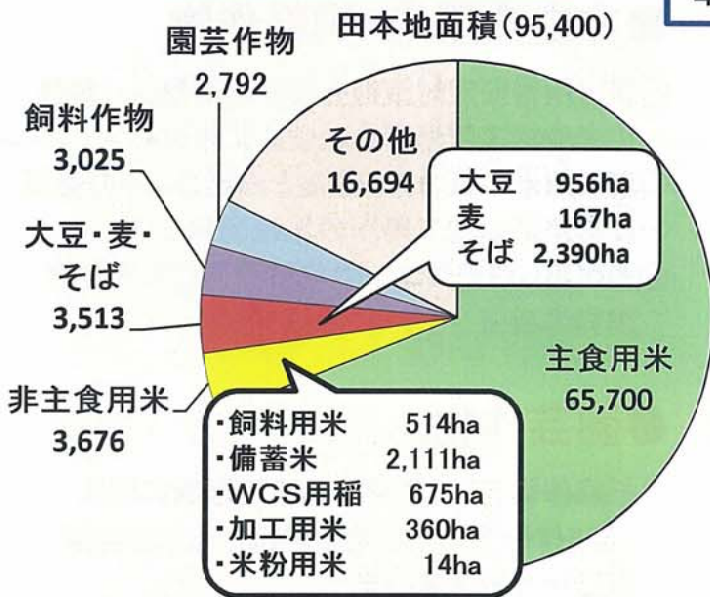
・主食用米(反9俵)	563万円
・飼料用米(反10.5俵)	210万円
・野菜(2年3作、1年あたり)	
加工トマト	260万円
タマネギ	160万円
ブロッコリー	274万円
収入額計	1,467万円
経費計	817万円
農業所得計	650万円

福島県の水田活用の現状と目標

現状(平成25年度)

単位:ha

目標(平成29年度)



※1 田本地面積は、津波被害地等が復旧により平成29年度は増加するものと見込む。
※2 非主食用米の計と内訳はラウンドの関係で一致しない。

経営の下支えとして『ナラシ対策』に加入しましょう！

交付対象品目

米、麦、大豆

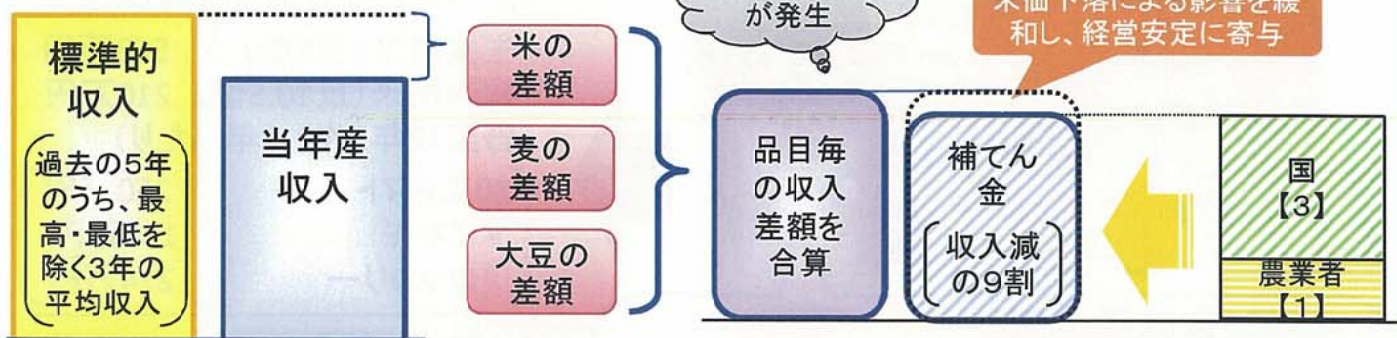
交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

H27より規模要件無し
集落営農要件緩和

補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。



作成:福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

事務局:JA福島中央会(農業対策部)、福島県水田畑作課

構成機関・団体:JA全農福島、福島県市長会、福島県町村会、福島県米穀肥料協同組合、福島県米麦事業協同組合、福島第一食糧卸協同組合、福島県担い手育成総合支援協議会、福島県耕作放棄地対策協議会、公益財団法人福島県農業振興公社(農地中間管理機構)

お問い合わせ先

●JA福島中央会 ☎024-554-3072

●福島県水田畑作課 ☎024-521-7369

●福島県各農林事務所農業振興普及部・普及所

●福島県水田農業産地づくり対策等推進会議HP

http://fs-suishin.jp/01_org/01_org01.html

新市場開拓用米（輸出用米等）にかかる産地交付金の対応（案）

1. 背景・趣旨

- (1) 国は、30年度水田活用の直接支払交付金の産地交付金（追加交付）として内外の新市場開拓に向け取り組んだ場合20,000円/10aの交付措置を予定している。
- (2) また、国では、国内とは対照的に海外での高まる米への需要を踏まえ、輸出用米の取り組みを推進している。販売面では、米海外市場拡大プロジェクト参加企業等から全国で10万トンの程度の取り扱い希望が提示されており、輸出用米の生産拡大が喫緊の課題となっている。

2. 対応の考え方

- (1) 産地交付金県域枠にかかる考え方は、30年1月開催の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議総会で決定し、既に地域農業再生協議会に通知しているが、今般、新市場開拓用米（輸出用米等）についても、県域枠の交付対象として新たに設定し、新市場開拓用米（輸出用米）の生産拡大を推進する。（30年度：10ha、31年度：20ha、32年度：30haを計画）。
- (2) また、地域農業再生協議会に対しても、新市場開拓用米（輸出用米等）を産地交付金の対象とするよう検討を依頼する。

3. 具体的30年度産地交付金（県域枠）の変更内容

(1) 現計画

単位：円以内/10a、ha、円

用途名	単価	計画面積	予算
加工用米助成（3年以上複数年契約）	10,000	300	30,000,000

(2) 新計画

単位：円以内/10a、ha、円

用途名	単価	計画面積	予算
加工用米助成（3年以上複数年契約）	10,000	300	30,000,000
新市場開拓用米（輸出用米等）			

4. その他

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議総会で方針決定後、県が国と協議をすすめる（「水田フル活用ビジョン」の整理等）。

<参考>

○新市場開拓用米（輸出用米等）手取試算

60kg手取り	円/60kg	8,000
単収	kg/10a	540
10a収入	円	72,000
産地交付金（国）	円/10a	20,000
産地交付金（県）	円以内/10a	10,000
産地交付金（地域・例）	円以内/10a	5,000
手取計	円以内/10a	107,000

以上

平成30年度事業計画（案）

1. 水田農業をとりまく情勢

- (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故から7年が経過し、生産農家をはじめ、多くの関係者が一体となって取り組んできた除染作業や吸収抑制対策の成果により、水稲の作付再開がすすむとともに、29年産米においても全量全袋検査による基準値超過件数がゼロとなるなど、本県水田農業の復興に向けた環境は着実に整いつつある。
- (2) 全国的には27・28・29年産と3年連続で生産数量目標の深掘りを達成、福島県において29年産主食用米作付面積は338haの未達成となったものの28年産対比では▲200haとなった。この結果、需給環境の改善が一層すすみ、29年産米価は前年産と比較し、主要銘柄平均で概ね1,300円/60kg程度上昇（30年2月末現在）し、生産者所得は全算入生産費を覗く水準に到達しつつある。
- (3) 30年産以降、国による生産数量目標の配分が廃止されるため、平成29年12月に「生産数量(面積)の目安」を策定し、地域農業再生協議会に提示した。需給環境の改善がすすむなか、現在の主食用米の作付面積は29年産実績、「生産数量(面積)の目安」を超え拡大傾向にある。30年度は29年産米で到達した米価・所得の維持・向上に向け、その時々々の需給環境や需要動向を的確にとらえ、農地集積・担い手確保も含め地域農業再生協議会単位での「需要に応じた米生産」を実効あるものとする真価を問われる年となる。

2. 基本方針

- (1) これまでの取り組みを着実に継続し、飼料用米多収品種の生産拡大・本作物化など「水田フル活用」の取り組みを深化させ、29年産で到達した米価・所得の維持・向上を実現する。
- (2) 地域の関係者が一体となり、需要に応じた米生産にとどまらず、水田農業の将来像を描き、収入拡大・コスト削減による所得向上に取り組むため水田農業にかかる適切な情報提供や経営所得安定対策等の加入促進をはかる。
- (3) 担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通し、本県水田農業の振興と地域農業の復興再生を促進する。

3. 重点推進事項

- (1) 「水田フル活用ビジョン」「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進
- (2) 方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の拡大

平成30年度収支予算（案）について
 （平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

1. 収入の部

(単位：千円)

科 目		30年度	29年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	13,000	13,000	0	
2 委託費	1 飼料用米流通円滑化事業委託	0	800	▲800	
3 負担金	1 負担金	2,200	2,200	0	県 1,100 中央会 1,100
4 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	574	426	
5 地域間調整料金	1 受入調整料金	0	843,088	▲843,088	
合 計 (A)		16,200	859,662	▲843,462	

2. 支出の部

(単位：千円)

科 目		30年度	29年度	予算差異	備 考
大科目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	16,200	15,574	626	
2 専門部会費	1 飼料用米部会等活動費	0	1,000	▲1,000	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	0	843,088	▲843,088	
合 計 (B)		16,200	859,662	▲843,462	

3. 差引残高 (A - B)

0千円

平成30年度負担金の賦課及び徴収方法（案）

1. 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 2分の1

(2) 福島県農業協同組合中央会 2分の1

2. 1. で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

以上

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が2分の1、中央会が2分の1とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

事務手続き等に係る付帯決議（案）

平成30年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

1. 東北農政局長等の承認に係る申請に関する事。 (申請等の字句等の修正に関する事を含む。)
2. 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関する事。

以上